

ID: 277

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市名風聖苑設置及び管理条例 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第149号		
【根拠条文】 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰すことのできない理由により利用不能となったとき。 (2) 第4条第1項の規定により火葬場の管理運営上やむを得ない理由が生じたため利用を停止し、又は利用の許可を取り消したとき。 (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日